

「問題行動・不登校等に関する調査」の結果と取組みについて

安全・安心推進課
教育相談課

1 概要

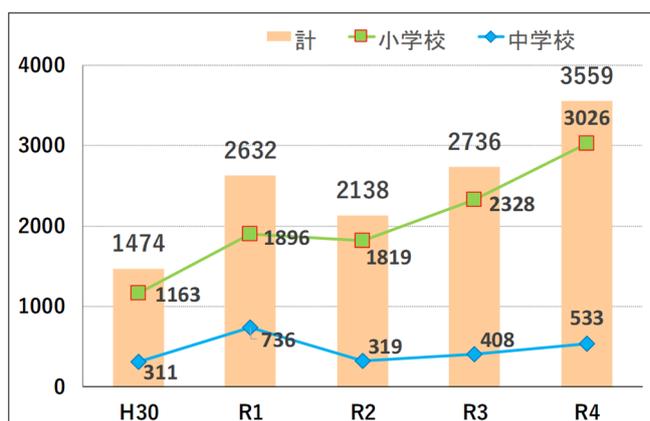
文部科学省が、令和5年10月4日に公表した「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」における、福岡市の「いじめの認知件数」と「長期欠席児童生徒数」の結果及び取組みについて報告するもの。

2 いじめについて

(1) いじめの認知件数

- 福岡市立小中学校における令和4年度はいじめの認知件数は3,559件であり、令和3年度の約1.3倍となっている。
- 福岡市立小中学校における令和4年度の児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数は約29.3件であり、福岡県は約39.2件、全国平均は約70.3件である。

【いじめの認知件数の推移】



【1,000人当たりの認知件数】

	R3	R4
福岡市	22.7	29.3
福岡県	31.6	39.2
全国	62.8	70.3

(件)

◇いじめの認知件数が増加した要因として、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことが考えられる。また、毎月の教育相談アンケートや面談の充実が図られていることも要因として考えられる。

(2) いじめの未然防止・早期発見・即対応に向けた取組み

①各学校の取組み

- 学校いじめ防止基本方針の策定及び対応組織の設置
 - ※国の「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成25年度から全校に設置
- 年1回のQ-Uアンケート実施（令和5年度から対象を小学校3年生以下にも拡大し、小中学校の全学年で実施）
- 教育相談アンケート実施（月1回、学期に1回は無記名式でも実施）
- 令和2年度から児童生徒への全員面談を実施

②教育委員会の取組み

- 生徒指導主事等を対象とした、積極的ないじめ認知などに関する研修会を実施
- 「いじめゼロサミット2023及び福岡子ども未来サミット」の実施（令和5年11月2日）
約7万人の児童生徒（小5から中3）がオンラインで同時に参加

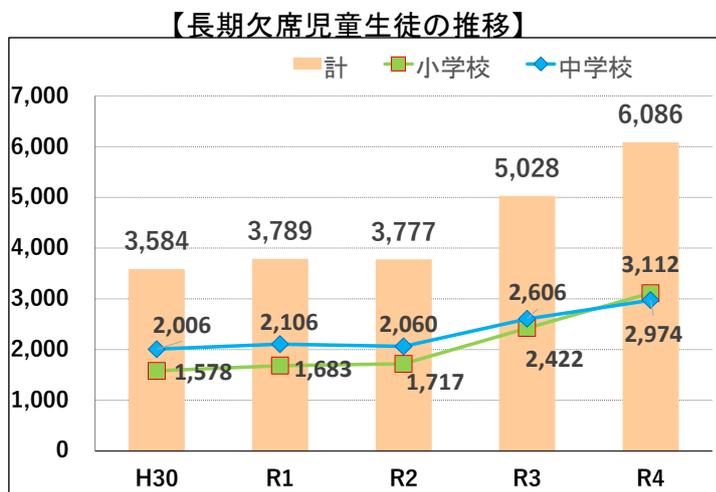
3 長期欠席・不登校児童生徒について

(1) 長期欠席児童生徒数・不登校児童生徒数

①長期欠席児童生徒数

○福岡市立小中学校における令和4年度の長期欠席児童生徒（年間30日以上欠席者）数は、6,086人であり、令和3年度の1.2倍である。

○長期欠席児童生徒のうち、「不登校」が約72%と最も多く、次に「病気」が多い。



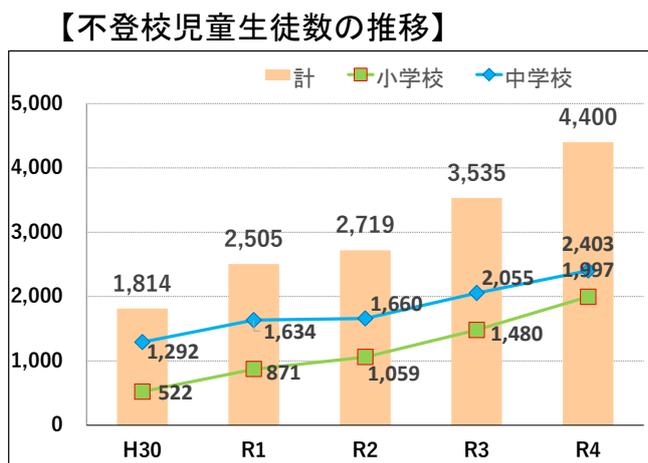
【長期欠席児童生徒の内訳 (R4)】

項目	人数 (昨年度比)
病 気	826 (+218)
経済的理由	0 (± 0)
不登校	4,400 (+865)
新型コロナウイルスの感染回避	138 (-162)
その他	722 (+137)
合 計	6,086 (+1,058)

②不登校児童生徒数

○福岡市立小中学校における令和4年度の不登校児童生徒数は、小学校1,997人、中学校2,403人、合計4,400人であり、令和3年度の1.2倍である。

○不登校の主な要因は、小学校、中学校ともに「無気力、不安」が最も多く、次に小学校では「親子の関わり方」、中学校では「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が多い。



【不登校の主な要因】上位3項目

令和4年度「福岡市長期欠席児童生徒調査」より

	区分	人数
小学校	① 無気力、不安	1,339
	② 親子の関わり方	521
	③ 生活リズムの乱れ、あそび、非行	298
中学校	① 無気力、不安	1,609
	② 生活リズムの乱れ、あそび、非行	550
	③ 親子の関わり方	364

(※主たる要因、主たる要因以外で該当するもの 合算)

◇文部科学省の分析において、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられており、福岡市も同様と考える。

(2) 登校支援の取組みについて

①各学校の取組み

- すべての市立中学校に、教室に上がりづらくなった生徒のためのステップルームを設置
(文科省が設置を推奨する SSR：スペシャルサポートルーム)
- ステップルームに通う生徒に対して、状態に応じた適切な支援を行う教育相談コーディネーターを配置
- 教育相談アンケートによる児童生徒の状態把握に加え、担任等が直接様子を確かめる全員面談を実施
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる ICT 機器を活用したアウトリーチ支援の充実
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた、チーム学校として児童生徒支援を行う校内支援委員会（ケース会議）の実施

②教育委員会の取組み

- えがお館において、教育カウンセラーによる不登校児童生徒、保護者の電話・面接相談の実施
- 不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰を目指す適応指導教室（はまかぜ・まつ風・すまいる学級）の運営
- 児童生徒、保護者に対する心理的な支援を行うために全ての市立学校に週1～2日（8時間）スクールカウンセラーを配置
- 児童生徒、保護者に対する福祉的な支援を行うために全ての市立学校に週1～2回スクールソーシャルワーカーを配置
- 引きこもりがちな児童生徒の自宅に心理を学ぶ大学生相談員（メンタルフレンド）を派遣
- SNS（LINE）を活用して周りに相談できない子どもたちが気軽に相談できる窓口を設置
- NPOと共働して、セミナー、サポーター養成講座、保護者会の開催支援等を実施
- ひきこもりがちで集団への適応が難しい児童生徒が、1人1台端末を活用して、オンライン上で他の児童生徒やSC等と交流するオンラインルームを開設
- 児童生徒、保護者へのアウトリーチ支援の充実のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへのタブレット端末の配備を拡大
- 不登校傾向にある児童生徒の学び直しに活用できる動画教材を提供